



平成30年7月豪雨災害による市税の 申告・納付等の期限の指定について

平成30年7月豪雨災害の発生に伴い、国税に準じて平成30年7月20日に、呉市告示第276号の2により、平成30年7月5日以降に到来する市税の申告・納付等の期限を延長しておりました（期日は未指定）。

この度、平成30年10月17日に国税庁において、申告・納付等に関する期限を11月27日とする告示が行われますので、本市においても国税に準じて10月17日付けの告示により次のとおり期限を指定します。

1 延長後の期限

税の種類	期別等	本来の納期限等	延長後の納期限等
平成30年度 固定資産税・都市計画税	第2期	平成30年7月31日	平成30年11月30日
	第3期	平成30年12月25日	変更ありません
	第4期	平成31年2月28日	
平成30年度 個人市民税・県民税 (普通徴収)	第2期	平成30年8月31日	平成30年11月30日
	第3期	平成30年10月31日	平成31年1月31日
	第4期	平成31年1月31日	平成31年4月1日
平成30年度 個人市民税・県民税 (給与特別徴収)	6月分～10月分	徴収した月の翌月の10日	平成30年12月10日
	11月分以降	徴収した月の翌月の10日	変更ありません
上記以外	平成30年11月26日までに申告・納付等の期限が到来するもの		平成30年11月27日

2 納税者への周知

ホームページ、チラシ（窓口に配置）、自治会回覧板等によりお知らせします。口座振替利用者に対しては、新たな口座振替日を個別にお知らせします。